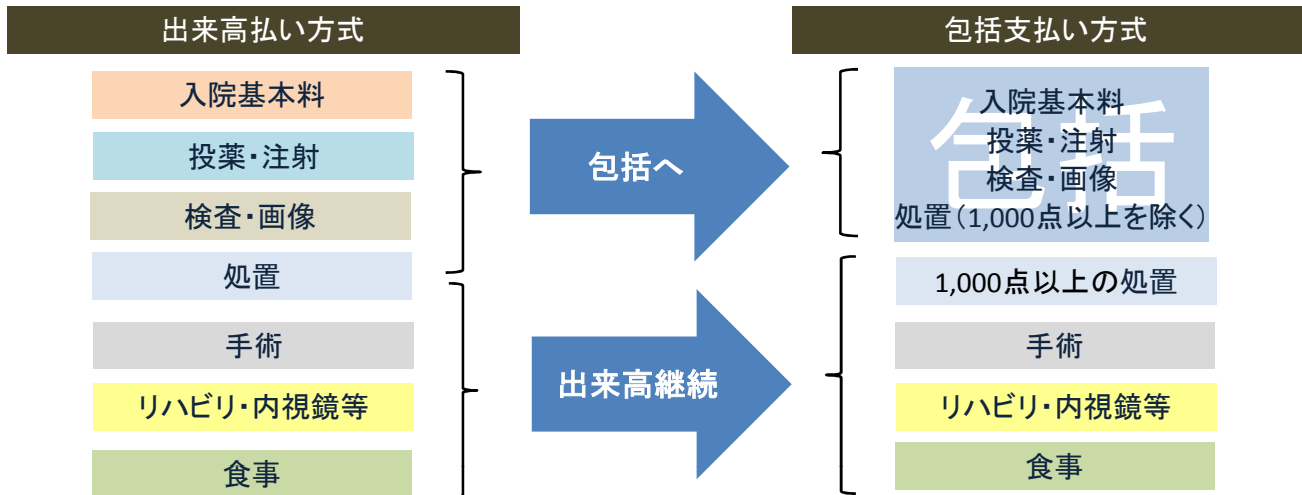


東大阪病院は、平成21年4月1日より厚生労働省が認定するDPC対象病院となります。



## D P C と は

急性期入院病名・診療内容別包括支払い方式のことで、従来の診療行為別に計算される「出来高払い」方式とは異なり、病名や治療内容をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括部分（入院料・投薬・注射・処置等）と出来高部分（麻酔・手術・リハビリ・指導料等）を合計して計算する新しい方式です。



当院では、DPCを導入することにより効率的かつ効果的に医療の質を高め、より良い医療を患者様にご提供できるよう努力してまいります。

## DPCに関するQ&A

Q1. なぜDPCにするのですか？

A1. DPCは平成15年より全国の大学病院や国立病院で実施されてきました。そして平成16年度より一般医療機関も厚生労働省が推進する「DPC対象病院」制度の認可を受けることが出来るようになりました。この方式では、全国共通の診断群分類により診療行為を比較することが出来るため、地域又は病院間で格差のある診療内容を最適化し、医療の質を向上させることが可能とされているからです。

Q2. 医療費の支払額は高くなりますか？

A2. 医療費は厚生労働省が定めたDPCの計算方法により算出されますが、病名によって高くなる場合もあれば安くなる場合もあります。また、病名がDPCの対象でない場合はこれまで通りの「出来高払い」になります。食事代や高額医療費の取り扱いは従来と変わりありません。

Q3. 治療方法が変わったり、早く退院させられることはありませんか？

A3. 医療行為や入退院については、主治医の医学上の判断に基づいて行われますので、DPC対象病院となっても従来通り変わりありません。

Q4. 私は現在入院中ですが、4月から医療費が変わるのですか？

A4. 平成21年3月31日までに入院された患者様の医療費は、平成21年5月31日までは従来通りの「出来高払い」ですが、平成21年6月1日よりDPCの計算方式に変更となります。

Q5. 包括支払い方式ではなく、今まで通りの出来高方式で支払いたいのですが。

A5. 厚生労働省の定めにより、包括支払い方式の対象となる病状に対してはそれ以外の計算方式は認められていません。

ご不明な点がございましたら、  
受付または医事課までお気軽にお尋ねください。

